

生駒市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市（以下「市」という。）が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、家事又は育児に対して不安若しくは負担を抱える子育て家庭、妊産婦又はヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が当該家庭の居宅を訪問し、必要な支援を行うことにより、家庭環境及び養育環境の安定を図り、児童虐待の発生又は重篤化を未然に防止することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。

2 市は、本事業を、適切な事業実施体制を確保することができると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託することができる。

3 前項の事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する事業者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護の指定を受けている事業者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく居宅介護の指定を受けている事業者

ウ 児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設として届出を行っている事業者

エ 居宅を訪問する事業において家事支援又は育児・養育支援の実績を有し、当該事業所において3年以上の事業実績がある事業者

(2) 市の区域内全域において事業を実施することができること。

(対象者)

第4条 本事業の対象者（以下「支援対象者」という。）は、市の区域内に居住する者のうち、本事業による支援が必要であると市長が認めた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる18歳未満の子ども（以下「児童」という。）の保護者又はそのおそれがある児童の保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要であると認められる児童の保護者又はそのおそれがある児童の保護者
- (3) 若年妊婦等であって、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要であると認められる妊婦又はそのおそれがある妊婦
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が本事業による支援が必要であると認める者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法令に基づく事業により訪問支援を受けることができる者については、当該訪問支援を優先して利用するものとし、当該訪問支援を利用することができない場合に限り、本事業の支援対象者とする。
（事業の内容）

第5条 市は、訪問支援員を支援対象者のいる世帯の居宅に派遣し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除並びに買い物の代行又は補助等をいう。）
- (2) 育児・養育支援（育児の補助、保育所等への送迎、宿題の見守り及び外出時の補助等をいう。）
- (3) 子育て等に関する不安又は悩みの傾聴、相談及び助言（保健師その他の専門職による対応が必要な専門的内容のものを除く。）
- (4) 地域の母子保健施策及び子育て支援施策等に関する情報の提供
- (5) 支援対象者及び児童の状況並びに養育環境の把握及び市への報告

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に掲げる支援は行わないものとする。

- (1) 病児又は病後児の世話を目的とする場合
- (2) 支援の実施時において保護者が不在である場合
- (3) 感染症の患者又は当該感染症に感染しているおそれのある者が当該世帯に同居している場合
- (4) 他の公的サービスの利用時間と重複する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適切な支援の提供が困難であると市が認める場合

(訪問支援員の要件)

第6条 本事業を行う訪問支援員は、次に掲げる要件をいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 介護福祉士、訪問介護員、看護師、保育士その他これらに準ずる資格を有する者

イ 介護職員初任者研修又は子育て支援員研修を修了した者

ウ 前2号に掲げる者のほか、家事又は育児・養育に関する支援を適切に実施する能力を有すると市長が認める者

(2) 心身ともに健康である者

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

エ 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉に関し著しく不適当な行為を行った者

（利用申請）

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、生駒市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（利用決定等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、生駒市子育て世帯訪問支援事業利用可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第3条第2項の規定により、本事業を委託事業者に委託するときは、生駒市子育て世帯訪問支援事業利用受入依頼書（様式第3号）により当該事業者依頼するものとする。

3 市長は、支援対象者が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は本事業の利用が不適当であると認めるときは、利用の決定を取り消し、又は利用を一時停止することができる。

（利用辞退）

第9条 支援対象者は、本事業の利用を辞退しようとするときは、生駒市子育て世帯訪問支援事業利用辞退届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

（利用終了等）

第10条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を終了するものとし、生駒市子育て世帯訪問支援事業利用終了通知書（様

式第5号)により通知する。

(1) 第8条第3項の規定により利用の決定が取り消され、又は一時停止されたとき。

(2) 訪問支援員からの報告等により、対象者世帯の養育環境が改善したと認められるとき。

(3) 前条の規定による利用辞退の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により本事業の利用を終了するときは、生駒市子育て世帯訪問支援事業利用依頼終了通知書(様式第6号)により、委託事業者に通知するものとする。

(利用時間及び期間等)

第11条 本事業の利用時間は、生駒市の休日を定める条例(平成元年条例第20号)第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時から午後6時までとし、1日につき2時間以内、1週間につきおおむね2日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支援対象者に対する支援期間は、原則として支援開始の日から2か月以内とする。

(利用者負担額)

第12条 申請者は、本事業の利用に要する費用の一部として、世帯の経済的状況及び養育負担の程度を考慮し、別表第1に定める額(以下「利用者負担額」という。)を負担しなければならない。

2 別表第1に規定する利用者負担額が300円の世帯区分に該当する申請者は、当該世帯区分に該当することを証する別表第2に定める書類を、利用申請書(様式第1号)に添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、申請者が多子世帯又は多胎児世帯である場合には、市長は、当該申請者の同意を得た上で、市が保有する公簿等により世帯状況等

を確認し、当該書類又はその写しの添付を省略することができる。

- 4 申請者は、第1項に規定する利用者負担額のほか、食材料費、光熱水費その他実費等を負担するものとする。

(委託料)

第13条 第3条第2項の規定により本事業を委託する場合における委託料の額は、別表第3に定めるところによる。

(請求及び支払)

第14条 委託事業者は、生駒市子育て世帯訪問支援事業実施報告書(様式第7号)及び生駒市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書(様式第8号)を、事業実施月の翌月10日までに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに当該請求に係る金額を支払うものとする。

(帳票の整備等)

第15条 委託事業者は、本事業の適正な実施を確保するため、支援に関する記録その他必要な帳票を整備するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委託事業者に対し、帳票の提出又は派遣内容の確認等について調査を行うことができる。

(事故防止及び事故発生時の対応)

第16条 委託事業者は、こどもの安全確保を最優先とし、事故防止に万全を期すとともに、事故等が発生した場合には、速やかに市に報告し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事故等の発生に関し、委託事業者の故意又は過失により損害が生じた場合には、当該委託事業者がその責任を負うものとする。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

- 3 前2項に規定する事項の詳細は、委託事業者との委託契約において定めるものとする。

(守秘義務)

第17条 委託事業者及びその従業員は、本事業の実施により知り得た個人情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。委託契約が終了した後においても、同様とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第12条第1項関係）

世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）
生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯	300円
多子世帯又は多胎児世帯	300円
前2区分以外の世帯	600円

備考

- 1 この表において「生活保護受給世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯をいう。
- 2 この表において「住民税非課税世帯」とは、当該年度（4月から6月までの間に申請する場合にあっては、その前年度）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が非課税である世帯をいう。
- 3 この表において「多子世帯」とは、3人以上の児童を養育している世帯をいう。
- 4 この表において「多胎児世帯」とは、多胎妊娠により出生した2人以上の児童を養育している世帯をいう。

別表第2（第12条第2項関係）

世帯区分	添付書類	留意事項
生活保護受給世帯	生活保護を受けていることを証する書類	
住民税非課税世帯	当該年度分（4月から6月までの間に申請する場合にあっては、前年度分）の非課税を証する書類	世帯員のうち収入のある者全員分（単身赴任の父又は母その他生計を一にする者を含む。）

別表第3（第13条関係）

区分	内容	委託料
訪問支援を実施した 場合	訪問支援費（生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、多子世帯又は多胎児世帯に係るもの）	1時間当たり 2,700円
	訪問支援費（前号以外の世帯に係るもの）	1時間当たり 2,400円
	交通費（往復）	1回当たり 930円
連絡なくキャンセルした 場合又は当日にキャンセル した 場合		1回当たり 1,500円